

重要事項説明書
ももやまホームヘルプステーション
～訪問介護～
＜令和6年8月1日現在＞

1 事業者（法人）の概要

事業者名	社会福祉法人健光園
代表者の職名・氏名	理事長 古石隆光
所在地・連絡先	(所在地) 京都市右京区嵯峨大覺寺門前六道町12 (電話) 075-881-0401 (FAX) 075-882-3410

2 事業所の概要

(1) 事業所名称および事業所番号

事業所名	ももやまホームヘルプステーション
所在地・連絡先	(所在地) 京都市伏見区桃山町立売1-6 (電話) 075-605-7980 (FAX) 075-605-5666
事業所番号	2670900444
管理者の氏名	小林潤子

(2) 事業の目的

要介護状態となった方に対して、居宅サービス計画に基づき、食事・入浴・排せつ等の介護、日常生活全般にわたる支援や健康管理を行うことにより、生活の質の確保および向上を図り、ご利用者が可能な限り居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことを目的として、訪問介護サービスを提供します。

(3) 事業所の運営方針

- ①社会福祉法人健光園の法人理念「生涯地域居住」に基づくとともに、介護保険法、その他の法令、「京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年1月9日京都市条例第39号）」、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第37号）」等に定める内容を遵守します。
- ②ご利用者の意思および人格を尊重し、常にご利用者の立場に立ってサービスを提供するよう努めます。
- ③ご利用者の心身機能の改善や環境調整等を通じて自立を支援し、生活の質の向上に努め、介護予防が図れるよう目標を設定し、計画的にサービスを提供します。
- ④自ら提供するサービスの質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図ります。
- ⑤地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市区町村・居宅サービス事業所・介護保険施設・その他の保健サービスまたは福祉サービスを提供する事業所との密接な連携に努めます。

(4) 併設事業所

当施設は、次の事業所を併設しています。

- ホームヘルプステーション(総合事業訪問型)
- 特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設) 定員 90名
- ショートステイ(短期入所生活介護／介護予防短期入所生活介護) 定員 10名
- デイサービスセンター(通所介護／総合事業通所型) 定員 30名
- ケアプランセンター(居宅介護支援)

なお、上記以外に同一敷地内に京都市より委託を受けた「京都市桃山地域包括支援センター」があります。

(5) 事業所の職員体制

職員の職種	人数
管理者	常勤 1人
サービス提供責任者	3人以上 うち1人以上は常勤の者を配置します。
訪問介護員 (以下「ホームヘルパー」という)	常勤換算方法で3人以上

常勤換算方法は、4週間を基本として常勤職員と非常勤職員の勤務時間を合計し、すべてを常勤職員が勤務したと仮定して何人になるかを計算する方法です。

<職務の内容>

職種	内容
管理者	事業所の管理、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行います。また、事業所の職員に対して法令を遵守させるために必要な指導を行い、指揮管理します。
サービス提供責任者	①利用申し込みや相談に関する調整 ②ご利用者やご家族等からの要望の聞き取り ③居宅サービス計画に基づく訪問介護計画の作成 ④ホームヘルパーの指導・育成・管理 ⑤ホームヘルパーの業務の実施状況の把握 ⑥同行訪問やホームヘルパーに代わる訪問 ⑦ご利用者のモニタリングに基づき介護支援専門員への状況報告 ⑧他サービスとの調整や他機関との連携等の業務を行います。
ホームヘルパー	ご利用者宅にお伺いし、ご利用者の居宅サービス計画および訪問介護計画に基づく介護や援助を行います。

(6) 通常の訪問実施地域

訪問を実施する地域は、通常、京都市伏見区の住吉学区、板橋学区、南浜学区、桃山学区、桃山東学区、桃山南学区、藤城学区、藤森学区、向島吹田河原町、向島立河原町、向島庚申町、向島善阿弥町、向島本丸町、向島橋詰町の各地域です。

上記以外の地域にお住まいの方はご相談ください。

(7) 営業日・営業時間

営業日	月曜日～日曜日(年中無休)
-----	---------------

営業時間

8時～19時

3 ご利用いただける方

- (1)要介護認定において「要介護1～5」と認定された方が対象となります。
- (2)以下のいずれかに該当する場合は「生活援助」のサービスがご利用いただけます。
- ①一人暮らしの方
 - ②ご家族が障害や疾病をお持ちの方
 - ③ご家族がやむを得ない事情により家事を行うことが困難な方

4 サービスの内容

(1)計画の作成および事後評価

- ①訪問介護計画は、ご利用者やご家族等のご希望を踏まえた上で、居宅サービス計画に基づいて、ご利用者に対する支援の方針や解決すべき課題、提供される介護サービスの目標・内容・種類等をまとめたもので、ご利用者やご家族等の同意に基づいて作成します。
- ②計画に沿ってサービスを一定の期間提供した後に結果を評価して、その結果をご利用者やご家族等にご説明するとともに、計画に問題がなければ継続し、必要があれば変更します。

(2)身体介護

種類	内容
食事介助	食事の介助を行います。
入浴介助	入浴(全身浴・部分浴)の介助や清拭(身体を拭く)、洗髪等を行います。
排せつ介助	排せつの介助、おむつの交換を行います。
更衣介助	上着、下着の更衣の介助を行います。
体位変換	床ずれ予防のための、体位変換を行います。
移動・移乗介助	移動・車いす等への移乗の介助を行います。
服薬介助	配剤された薬の確認、服薬のお手伝い、服薬の確認を行います。
自立生活支援 のための 見守り的介助	<ul style="list-style-type: none">○ご利用者が入浴、更衣等をされる際に、転倒等の防止のための声かけおよび気分の確認等を含む見守りや、必要に応じた介助を行います。○ご利用者がリハビリパンツやパットの交換や後始末を一人でできるように見守りや声かけを行います。○ご利用者に食事や水分を摂取されるように声かけや誘導を行います。○ご利用者がベッド上からポータブルトイレやいす等へ移乗する際に、転倒等の防止のための付き添いや必要に応じた介助を行います。○ご利用者が移動される際は、転倒や事故の防止のため、常に見守りながら側について歩き、必要時のみ介護を行います。○ご利用者がベッドを出入りされる際等に、自立を促すための声かけや見守りを行い、必要時のみ介助を行います。○服薬時には、ご利用者が自ら適切な服薬ができるように側で見守り、直接介助は行わずに促します。○調理、配膳、後片付けをする際には、安全確認の声かけや見守り、手助け、疲労の確認をしながらご利用者と一緒に行います。○ご利用者と一緒に冷蔵庫のなかの整理等を行うことにより、生活歴の喚起を

	<p>促します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○掃除や整理整頓をする際には、安全確認の声かけおよび見守り、手助け、疲労の確認をしながらご利用者と一緒に行います。 ○ご利用者と一緒にゴミの分別をして、ゴミ出しのルールを理解していただく、または思い出していただくよう支援します。 ○洗濯物を干したりたたんだりする際には、転倒予防等のための見守りや声かけをしながらご利用者と一緒に行います。 ○衣類の整理や被服の補修をする際には、手助けや声かけおよび見守りをしながらご利用者と一緒に行います。 ○ベッドのシーツや布団カバーを交換する際は、手助けや声かけおよび見守りをしながらご利用者と一緒に行います。 ○買物をする際には、車イス等での移動介助を行ってご利用者と一緒に店に行き、自ら品物を選べるように支援します。 ○上記のほか、安全を確保しつつ常時介助できる状態で行うもの等であって、食事・入浴・排せつ・移動等の日常的動作、掃除・洗濯・調理・買物等の手段的日常生活動作、生活の質の向上の観点からご利用者とホームヘルパー等が一緒に日常生活に関する動作を行うことが、ご利用者の自立支援や介護予防となるものとして訪問介護計画に位置付けられたものについて支援を行います。
--	---

(3)生活援助

種類	内容
掃除	ご利用者の居室の掃除や整理整頓を行います。
洗濯	ご利用者の衣類等の洗濯を行います。
ベッドメイク	ご利用者が就寝されるベッドのシーツや布団カバーの交換を行います。
衣類の整理・被服の補修	<ul style="list-style-type: none"> ○ご利用者の衣類を季節に応じて入れ替えや整理を行います。 ○ボタン付けや破れの補修等を行います。
一般的な調理・配下膳	ご利用者の食事の用意と後片付けを行います。
買物・薬の受け取り	ご利用者の日常生活に必要な物品の買物や調剤薬局での薬の受け取りを行います。

(4)健康チェック

ご利用者の安否の確認や顔色・発汗・体温等の健康状態のチェックを行います。

(5)環境整備

ご利用者の居室等の換気や室温・日当たりの調整等を行います。

(6)相談および援助

日常生活の中の身体的または精神的な課題に関するご相談の受付や助言、制度のご紹介等を行います。

5 サービス提供の流れ

(1)ホームヘルパーが訪問

訪問時刻や援助時間および援助内容の変更をご希望の場合は、事前にご連絡ください。

(2) 訪問介護計画に基づくサービスの提供

あらかじめ決められた訪問介護計画どおりにサービスを提供します。決められていないサービスは、提供できない場合があります。

(3) 個別ケース記録の記入

援助時間の中でホームヘルパーが「個別ケース記録」を作成し、押印します。ご利用者やご家族等は内容をご確認の上、押印をお願いいたします。

(4) 退出

援助が終了したら退出します。

(5) ホームヘルパーからサービス提供責任者へ派遣状況の報告

ホームヘルパーが、完了した援助内容、ご利用者の状況、ご利用者やご家族等の希望をサービス提供責任者に報告します。

(6) 訪問介護計画の調整等

サービス内容や援助時間の変更をご希望の場合、その他のご要望は、ホームヘルパーまたはサービス提供責任者にご相談ください。担当介護支援専門員に相談の上、サービス提供責任者が訪問介護計画を調整します。

6 サービスご利用に当たっての留意事項

(1) サービスご利用時や更新等の際には、介護保険被保険者証と介護保険負担割合証のご提示をお願いいたします。その他、公費制度を受給されている場合にはご相談ください。

(2) 介護保険被保険者証に記載された被保険者資格、要介護認定の有無および要介護認定の有効期間等に変更があった場合や被保険者の住所等に変更があった場合は、速やかに事業所にお知らせください。

(3) 訪問時刻は、交通事情や天候、前の派遣先の状況等により多少前後することがあります。また、天候によっては訪問の中止または日程の再調整を行います。

(4) 留守宅でのサービス提供はできませんので、必ずご在宅ください。

(5) ご都合により日程等の変更や中止をされたい場合は、できるだけお早めにご連絡ください。サービス提供日当日にキャンセルのお申し出があった場合またはご不在の場合はキャンセル料をお支払いいただきます。ただし、次の場合を除きます。

①体調の急変によりサービスを受けることが困難な場合

②天候の悪化等不測の事態でサービスを受けることが困難な場合

③その他、事業者がやむを得ないと判断した場合

(6) サービスの提供に必要な範囲で、水道・ガス・電気・電話の他、消耗品や器具、材料を使用させていただきます。その際にかかる費用はご利用者の負担となります。

(7) ご利用者やご家族等に感染症の可能性がある場合は、あらかじめご連絡ください。その際には感染に対する予防措置を取った上で訪問するか、状況により訪問の中止または日程の再調整を行います。

(8) ご利用者とホームヘルパーとの個人的な金品のやり取りや貸し借りは禁止しています。

(9) ご利用者とホームヘルパーとの個人的な連絡や契約は禁止しています。

(10) ホームヘルパーの交替を希望される場合はご相談ください。ただし特定のホームヘルパーの指名はできません。

(11) 職員に対する宗教活動・政治活動・営利活動はご遠慮ください。

- (12) ペットを飼われている場合は、訪問時等にペットと職員が直接触れることがないようケージに入れる等のご配慮をお願いいたします。
- (13) 事業所やホームヘルパーへの心づけや贈り物等はお断りしています。
- (14) 次のような訪問介護サービスの対象外となる行為は行いません。
- ①医療行為または医療補助行為にあたるサービス
 - ②薬の仕分けや頓服薬服用の判断
 - ③散髪やカミソリによる髭剃り
 - ④主としてご家族等の利便に供する行為またはご家族等が行うことが適当であると判断される行為
- (例)
- ご利用者以外の方に係る洗濯、調理、買物、布団干し
 - 主としてご利用者が使用する居室以外の掃除
 - 来客へのお茶出し、食事の手配等の応接
 - 自家用車の洗車・掃除
- ⑤ホームヘルパーが行わなくても日常生活を営むのに支障が生じないと判断される行為
- (例)
- 草むしり
 - 花木の水やり
 - 犬の散歩等のペットの世話
 - 仏壇の掃除
- ⑥日常的に行われる家事の範囲を超える行為
- (例)
- 家具の移動等の模様替え、家具家電の修繕
 - 大掃除、窓のガラス磨き、床のワックスかけ
 - 室内外家屋の修理やペンキ塗り
 - 植木の剪定等の園芸
 - 正月、節句等のために特別な手間をかけて行う調理
- ⑦金融機関への預貯金の引き出し代行
- ⑧ご利用者の契約に関する代筆

7 ハラスメントの禁止

- (1) ご利用者やご家族等からの職員や事業所等に対する次のようなハラスメント行為を不信行為とみなします。
- ①パワーハラスメント
 - 1) 身体的暴力(叩く、引っ搔く等、身体的な力を使って職員に危害を及ぼす行為)
 - 2) 精神的暴力(大声で怒鳴る、理不尽な要求をする等、職員の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたりおとしめたりする行為)
 - ②セクシュアルハラスメント(職員に対する不必要的な体への接触、交際や性的関係の強要、意に反する性的な誘い掛け、好意的態度の要求、性的な嫌がらせ行為)
 - ③カスタマーハラスメント(長時間の拘束、執拗なクレーム、制度上対応できることの要求、

恫喝や罵声、妥当性を欠く金銭補償の要求等、職員や事業所等に対する著しい迷惑行為)

④その他のあらゆるハラスメント行為

(2) 職員や事業所が以上の不信行為が行われたと判断する場合は、状況に応じて警察や弁護士等に相談の上で、契約を解消させていただくことがあります。

8 契約の終了

下記のような場合には、ご利用者と事業所との契約は終了します。

(1) ご利用者が死亡された場合

(2) ご利用者の心身の状況が要介護認定により非該当または要支援と判定された場合

(3) ご利用者が介護老人福祉施設や介護老人保健施設へ入所または介護医療院に入院された場合

(4) 事業所の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合

(5) 事業者が解散命令を受けた場合や、破産した場合、やむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合

(6) 事業所が介護保険の事業所指定を取り消された場合または指定を辞退した場合

(7) ご利用者やご家族等からサービス利用終了のお申し出があった場合

契約の期間中であっても、次の場合にはご利用者やご家族等からサービス利用の終了や中止を申し出ることができます。その際には、終了や中止を希望される日の7日前までにお申し出ください。

①ご利用者が入院された場合

②介護保険給付対象外のサービス利用料金の変更に同意できない場合

③事業者または職員が正当な理由なく契約に定める訪問介護サービスを実施しない場合

④事業者または職員が守秘義務に違反した場合

⑤事業者または職員が故意または過失によりご利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為、その他契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

(8) 事業者よりサービス提供の終了を申し出た場合

次の場合には、当事業所よりサービス提供の終了を申し出ることができます。

①ご利用者やご家族等が、契約締結時にその心身の状況および病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告示を行い、その結果契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

②ご利用者やご家族等によるサービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にかかわらずこれが支払われない場合

③ご利用者やご家族等が故意もしくは重大な過失により、事業所や職員の生命・身体・財物・信用を傷つけ、あるいは著しい不信行為を行うこと等によって、契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

④ご利用者が、継続して3か月を超えて医療機関に入院すると見込まれる場合、または入院された場合

⑤3か月を超えてサービスのご利用がなかった場合

9 費用

(1) 介護保険給付対象サービスの費用

①介護保険の適用がある場合は、サービス利用料金はご利用者の要介護度や負担割合に応じ

た額となります。サービス利用料金のおおよその目安は最終ページにある＜別表＞【サービス利用料金】のとおりです。

1) 基本料金

当事業所は、サービス提供責任者とホームヘルパーを所定の人数以上配置し、人員基準を満たしています。

名称	内容
身体介護	基本料金は、訪問 1 回当たりにつきサービス提供時間数別に定められています。
生活援助	基本料金は、訪問 1 回当たりにつきサービス提供時間数別に定められています。

○身体介護と生活援助を混在してサービスをご利用される場合はその配分によって算定します。

○早朝（6 時～8 時）夜間（18 時～22 時）の時間帯にサービスを提供する場合は、サービス利用料金に割増料金が加算されます。

○身体の大きい方等の入浴介助や心身の状況によりホームヘルパーが 1 名で介護を行うことが困難な場合は、ご利用者やご家族等の同意を得て 2 名でサービスを提供し、その場合は 2 名分の料金をお支払いいただきます。

2) 加算

以下の要件を満たす場合は、基本料金に加算します。

名称	内容
緊急時訪問介護加算	ご利用者やご家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者が介護支援専門員と連携を図り、介護支援専門員が必要と認めたときに、サービス提供責任者またはその他のホームヘルパーが居宅サービス計画にない身体介護を行った場合に加算します。
初回加算	新規に訪問介護計画を作成したご利用者に対して、サービス提供責任者またはホームヘルパー等が、初回訪問介護を実施する月にサービス提供責任者が同行した場合に加算します。 また、入院等により過去 2 か月訪問介護のご利用がない場合にも加算することがあります。
生活機能向上連携加算 (I)・(II)	(I) 訪問リハビリテーション事業所や通所リハビリテーション事業所またはリハビリテーションを実施している医療機関の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、医師が、訪問リハビリテーション等の提供の場や動画等でご利用者の状態を把握し、定期的にサービス提供責任者への助言を行い、助言に基づいて生活機能向上を目的とした訪問介護計画を作成し、ご利用者やご家族等の合意を得て計画に沿って訪問介護を行った場合、訪問介護を行った初回に加算します。 (II) 訪問リハビリテーション事業所や通所リハビリテーション事業所またはリハビリテーションを実施している医療機関の理学療法士等が訪問リハビリテーション等の一環としてご利用者の居宅を訪問する際に、サービス提供責任者が同行するこ

	とにより理学療法士等と共同してご利用者の身体の状況等の評価を行い、かつ生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を作成し、ご利用者やご家族等の合意を得て計画に沿って訪問介護を行った場合に、3か月に1回加算します。 (I)と(II)はどちらか一方を算定し、同時には算定しません。
--	---

3) 減算

以下の要件に該当する場合は基本料金から減算します。

名称	内容
高齢者虐待防止措置未実施減算	虐待の発生またはその再発を防止するための措置が講じられておらず、高齢者虐待防止ための指針を整備していない、虐待の防止のための対策を検討する委員会を開催していない、虐待防止に関する職員研修の担当者を配置していない等の事実がある場合に、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの期間、ご利用者全員に対して所定の単位数に減算して算定します。
業務継続計画未策定減算	感染症や非常災害の発生時でもご利用者に対して可能な限り継続的にサービスを提供し、万一中断しても非常時の体制で早期に業務再開を図るための計画（業務継続計画）を整備しておらず、感染症や非常災害に必要な措置を講じていない等の事実がある場合に、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの期間、ご利用者全員に対して所定の単位数に減算して算定します。

4) 介護職員等の処遇改善に係る加算

当事業所は以下の基準を満たしており、基本料金に「2) 加算」と「3) 減算」を算定した総額に加算します。

名称	内容
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	以下の取組を行う事業所が算定する加算です。 ○介護職員等の基本的な待遇や賃金を改善する。 ○職員の経験、所持資格、職位、職責、職務内容に応じた昇給の仕組みを整備する。 ○職員に資質向上のための計画に沿って研修機会を提供する。 ○入職促進に向けた取組、資質の向上やキャリアアップに向けた支援、両立支援・多様な働き方の推進、腰痛を含む心身の健康管理、生産性の向上のための業務改善の取組、やりがい・働きがいの醸成等の職場環境の改善を行う。 ○職場環境の改善に関する取組をホームページ等で公表する。

②料金算定の基本となる時間は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、ご利用者の居宅サービス計画に定められたサービスにかかる標準的な時間を基準とします。

③ご利用者の要介護度によって決められている支給限度額を超えた場合、超えた分は介護保

険給付対象外となり、ご利用者に全額を自己負担でお支払いいただきます。

- ④給付の対象となる費用は、厚生労働省または京都市が告示等で定める金額であり、これが改定された場合はサービス利用料金も自動的に変更になります。なお、その場合は、事前に新しいサービス利用料金を書面でお知らせし、これに署名していただきます。
- ⑤介護保険適用の場合でも保険料の滞納等により事業者に直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合は料金表のサービス利用料金全額をお支払いいただきます。サービス利用料金のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収証を発行します。

(2) 介護保険給付対象外サービスの費用

- ①<別表>【その他のサービス利用料金】をご確認ください。
- ②サービスの実施に必要な居宅の水道、ガス、電気、電話等の費用は、ご利用者の負担となります。

(3) サービス利用料金の減額

高額介護サービス費	自己負担額(月額)を世帯で合計した額が一定の上限額を超えた場合は、住民票のある市区町村の役所等への申請により超えた額が払い戻されます。
社会福祉法人による利用者負担軽減制度	市民税が非課税世帯である方や老齢福祉年金受給者等、市区町村によって生計が困難と認められた方に「社会福祉法人利用者負担軽減確認証」が交付されます。住民票のある市区町村の役所等への申請は、事業所経由で行うことになっていますので、ご相談ください。

(4) サービス利用料金等のご請求とお支払い方法

サービス利用料金やその他の費用は、サービスをご利用になった月の1日から月末までを計算期間として、翌月15日以降にご請求します。お支払い方法につきましては、金融機関の預貯金口座から自動で引き落とす口座振替のご利用をお願いしています。

ゆうちょ銀行	毎月20日(土曜日・日曜日・祝日の場合は翌営業日) 残高不足等により引き落としきできなかつた場合のみ、 25日(土曜日・日曜日・祝日の場合は翌営業日)に 再度引き落とし
銀行(ネット専業銀行を含む) 信用金庫 信用組合 農業協同組合 労働金庫	毎月26日(土曜日・日曜日・祝日の場合は翌営業日)

※口座引き落としには別途お手続きが必要です。

※一部対象外の金融機関があります。

※ご利用者以外の名義の口座からでも引き落とし可能です。

10 緊急時および事故発生時の対応

(1) サービスの提供中にご利用者の体調が急変した時は、状況に応じて次の対応を行います。

- ①ご利用者のご家族等、救急隊、主治医、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業所への連絡

②原因の解明等、上記①以外に必要な措置

(2)サービスの提供中に事故が発生した時は、状況に応じて次の対応を行います。

①ご利用者のご家族等、救急隊、主治医、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業所への連絡

②市区町村への連絡

③原因の解明等、上記①～②以外に必要な措置

(3)事業者は、サービスの提供に当たって万一ご利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、加入している損害保険により速やかに損害賠償を行います。ただし、事業者に過失等がないと認められる場合は、この限りではありません。

1 1 虐待の防止と身体的拘束の禁止

(1)虐待の防止

①ご利用者の人権を擁護し、虐待を防止するために、次の措置を講じます。

1)虐待防止のための指針を整備します。

2)虐待を防止するための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、職員にその結果の周知徹底を図ります。

3)職員に対し、虐待を防止するための研修を定期的に行います。

4)上記1)～3)の措置を適切に実施するための責任者を置きます。

②サービス提供中に当事業所職員・ご家族・ご親族・同居人・成年後見人等による虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合は、速やかに市区町村に通報します。

(2)身体的拘束の禁止

①身体的拘束をしないまたは行動制限を最小化するために、次の措置を講じます

1)身体的拘束適正化のための指針を整備します。

2)「身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会」を定期的に開催するとともに、職員にその結果の周知徹底を図ります。

3)職員に対し、身体的拘束適正化のための研修を定期的に行います。

②ただし、次の3つの「緊急やむを得ない場合」に該当し、かつそれを事業所全体で確認した場合は行うことがあります。

1)ご利用者やその他の人の生命または身体に危険が及ぶ可能性が著しく高い場合

2)行動制限をする以外に代替方法がない場合

3)行動制限が一時的なものである場合

③やむを得ず身体的拘束を行う場合は、ご利用者やご家族等に対して事前に緊急やむを得ない理由、様態、時間等をご説明し、できるだけ早期に解除するよう努力します。また、拘束を行った時の様態、時間、ご利用者の状況等を記録し、ご家族等にご報告します。

1 2 感染症対策

(1)新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ、ノロウイルス(感染性胃腸炎・食中毒)等の感染症がまん延している時期やまん延が予想される時期には、ご利用者には丁寧な手洗いや手指消毒、検温、マスクの着用等をお願いいたします。

(2)ご利用者やご家族等が感染症に感染された場合あるいはその疑いがある場合には、ガウンの着用または訪問の中止や日程の再調整等の予防措置を取らせていただきます。

(3)事業所において感染症や食中毒の発生を防止するための措置や発生した場合の事後の措置について、所管の行政機関や医療機関と密接に連携するとともに、必要に応じて関係する情報を公表します。

1 3 非常災害

(1)非常災害への対策

①風水害や地震等の自然災害および火災に対処するための計画として、ご利用者の安否確認の方法やホームヘルパーがサービス提供中に災害が起こった時の支援の手順等を定めています。

②平常時から市区町村および自治会や自主防災組織等との良好な関係に努め、ご利用者がお住まいの地域の避難方法や避難所に関する情報に留意します。

(2)非常災害時の対応

①風水害や地震等の自然災害により、当事業所が甚大な被害を受けると予想される時や実際に被害を受けた時および火災が発生した時等、ご利用者の居宅への訪問が難しいと判断される時には、居宅介護支援事業所とも情報を共有してサービスを縮小または休止することがあります。

②サービスの提供を長期間休止する場合に、居宅介護支援事業所と連携し、必要に応じて他事業所の訪問介護サービス等のご利用をお願いすることがあります。

1 4 業務継続計画

感染症や自然災害などの不測の事態が発生した場合にも、ご利用者や職員の安全を確保するとともに可能な限りサービスを安定的・継続的に提供し、万一中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した「業務継続計画」を定めて次の取組を行っています。

- (1)担当者をあらかじめ定めておく
- (2)連絡先を整理してすぐに参照できるようにしておく
- (3)必要な物資を整理して準備しておく
- (4)業務の優先順位を整理しておく
- (5)これらを組織で共有して定期的に見直すとともに訓練を実施する

1 5 身分証携行義務

サービス提供責任者とホームヘルパーは常に身分証を携行し、初回訪問時やご利用者やご家族等から提示を求められた時はいつでも身分証を提示します。

1 6 個人情報保護

- (1)事業者および事業所の職員は、サービスを提供する上で知り得たご利用者やご家族等に関する個人情報を、正当な理由なく第三者に漏らしません。職員は守秘義務を課されており、雇用契約終了後も同様です。
- (2)ご利用者やご家族等からあらかじめ文書で同意を得ない限り、居宅介護支援事業所に対し、ご利用者やご家族等の個人情報を提供いたしません。

17 記録の整備

サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、ご利用者やご家族等からの申し出があった場合には適切な方法により、その情報をご利用者やご家族等に対して提供します。記録は、サービスのご利用が完結した日から5年間事業所内で保管します。

18 職員の研修

質の高いサービスを提供するため、全職員を対象に採用時から計画的かつ継続的に研修を行い、資質の向上を図っています。

19 第三者評価

- (1)第三者評価は厚生労働省が導入する事業で、事業者が提供するサービスの質を事業者自身が評価し、さらにご利用者以外の公正で中立的な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から評価するものです。事業者が事業運営における具体的な問題点を把握し、サービスの質の向上に結び付けるとともに、ご利用者が適切なサービス選択を行うための情報となることを目的としています。
- (2)事業者が本評価を受けるに当たり、サービスの質の向上に向けた事業者の取組に対するご利用者の評価をアンケート調査する場合があります。
- (3)直近の受診状況

第三者による評価の実施	あり	実施日	令和4年9月30日
		評価機関名称	一般社団法人京都市老人福祉施設協議会
		結果の開示	京都介護・福祉サービス第三者評価 Webサイト (kyoto-hyoka.jp) にて 開示しています。 開示日 令和4年11月17日

20 実習生の受け入れ

当事業所は、資格取得のための実習受け入れ事業所として教育機関等に協力をしています。高齢者福祉に関する教育の必要性をご理解いただき、ご協力をお願いいたします。

21 サービス内容に関する苦情相談窓口

当事業所苦情相談窓口	苦情受付担当者 西田光宏（サブマネージャー） 苦情解決受付責任者 小林潤子（マネージャー） 苦情解決責任者 岩佐淑子（施設長） 受付時間 9時～18時 電話 075-605-7980
第三者委員	浜田きよ子 電話 075-467-0150 米澤昭博 電話 075-641-2070

京都市内各区役所 保健福祉センター健康福祉部 健康長寿推進課	受付時間	月曜日～金曜日 8時30分～17時
	伏見区役所	電話 075-611-2278
	深草支所	電話 075-642-3603
	醍醐支所	電話 075-571-6471
	北区役所	電話 075-432-1364
	上京区役所	電話 075-441-5106
	左京区役所	電話 075-702-1069
	中京区役所	電話 075-812-2566
	東山区役所	電話 075-561-9187
	山科区役所	電話 075-592-3290
	下京区役所	電話 075-371-7228
	南区役所	電話 075-681-3296
	右京区役所	電話 075-861-1416
	京北出張所	電話 075-852-1815
	西京区役所	電話 075-381-7638
	洛西支所	電話 075-332-9274
その他 住民票のある市区町村役所		
京都府 国民健康保険団体連合会	受付時間	月曜日～金曜日 9時～17時
	電話	075-354-9090
京都府 福祉サービス運営適正化委員会 (京都府社会福祉協議会内)	受付時間	月曜日～金曜日 9時～17時
	電話	075-252-2152

重要事項説明書は事業所用・ご利用者用と2通作成し、各々保有するものとします。

ももやまホームヘルプステーションは、訪問介護サービスの提供に当たり、ご利用者に対して重要事項説明書を交付し、訪問介護のサービス内容と重要事項を説明しました。

説明・交付年月日 令和 年 月 日

事業所	所在地	京都市右京区嵯峨大覚寺門前六道町12
	事業者(法人)名	社会福祉法人健光園
	事業所名	ももやまホームヘルプステーション
	事業所番号	2670900444
	代表者名	理事長 古石隆光

説明者 職名 サービス提供責任者
氏名

私は、重要事項説明書に基づいて訪問介護のサービス内容と重要事項の説明を受け、その内容に同意の上で本書面を受領しました。

同意年月日 令和 年 月 日

利用者本人 住所
氏名

署名代理人・法定代理人 *どちらかに○印をしてください

住所
氏名
(本人との続柄)

<別表>

【サービス利用料金】

算定項目	単位	総額	1割負担		2割負担		3割負担	
			保険給付	利用者負担	保険給付	利用者負担	保険給付	利用者負担
身体介護中心								
身体介護01 (20分未満)	163 単位	1,744 円	1,569 円	175 円	1,395 円	349 円	1,220 円	524 円
身体介護1 (20分以上30分未満)	244 単位	2,010 円	2,349 円	261 円	2,088 円	522 円	1,827 円	783 円
身体介護2 (30分以上1時間未満)	387 単位	4,140 円	3,726 円	414 円	3,312 円	828 円	2,898 円	1,242 円
身体介護3 (1時間以上1時間30分未満)	567 単位	6,066 円	5,459 円	607 円	4,852 円	1,214 円	4,246 円	1,820 円
(以降30分増すごとに)	82 単位	877 円	789 円	88 円	701 円	176 円	613 円	264 円
身体介護に引き続き生活援助を行った場合								
身体1生活1 (身体30分未満+生活20分以上45分未満)	309 単位	3,306 円	2,975 円	331 円	2,644 円	662 円	2,314 円	992 円
身体1生活2 (身体30分未満+生活45分以上70分未満)	374 単位	4,001 円	3,600 円	401 円	3,200 円	801 円	2,800 円	1,201 円
身体1生活3 (身体30分未満+生活70分以上)	439 単位	4,697 円	4,227 円	470 円	3,757 円	940 円	3,287 円	1,410 円
身体2生活1 (身体30分以上1時間未満+生活20分以上45分未満)	452 単位	4,836 円	4,352 円	484 円	3,868 円	968 円	3,385 円	1,451 円
身体2生活2 (身体30分以上1時間未満+生活45分以上70分未満)	517 単位	5,531 円	4,977 円	554 円	4,424 円	1,107 円	3,871 円	1,660 円
身体2生活3 (身体30分以上1時間未満+生活70分以上)	582 単位	6,227 円	5,604 円	623 円	4,981 円	1,246 円	4,358 円	1,869 円
身体3生活1 (1時間以上1時間30分未満+生活20分以上45分未満)	632 単位	6,762 円	6,085 円	677 円	5,409 円	1,353 円	4,733 円	2,029 円
身体3生活2 (1時間以上1時間30分未満+生活45分以上70分未満)	697 単位	7,457 円	6,711 円	746 円	5,965 円	1,492 円	5,219 円	2,238 円
生活援助								
生活援助2 (20分以上45分未満)	179 単位	1,915 円	1,723 円	192 円	1,532 円	383 円	1,340 円	575 円
生活援助3 (45分以上)	220 単位	2,354 円	2,118 円	236 円	1,883 円	471 円	1,647 円	707 円
加算(状況に応じて追加となります)								
2人の訪問介護員等による場合 ※1人の場合の同額を上乗せ	基本単位数の100%に当たる金額を加算							
早朝(6時～8時) 夜間(18時～22時)の場合	基本単位数の25%に当たる金額を加算							
緊急時訪問介護加算	100 単位	1,070 円	963 円	107 円	856 円	214 円	749 円	321 円
初回加算	200 単位	2,140 円	1,926 円	214 円	1,712 円	428 円	1,498 円	642 円
生活機能向上連携加算Ⅰ	100 単位	1,070 円	963 円	107 円	856 円	214 円	749 円	321 円
生活機能向上連携加算Ⅱ	200 単位	2,140 円	1,926 円	214 円	1,712 円	428 円	1,498 円	642 円
減算								
高齢者虐待防止措置未実施減算	基本料金の1%に当たる金額を減算							
業務継続計画未策定減算	基本料金の1%に当たる金額を減算							
介護職員等の処遇改善に係る加算								
介護職員等処遇改善加算Ⅱ	ご利用総単位数の22.4%に当たる金額を加算							

【その他のサービス利用料金】

名称	料金
キャンセル料 (30分未満の援助)	450 円
キャンセル料 (30分以上90分未満)	900 円
キャンセル料 (90分未満)	1,800 円